

## 新会社法で 有限会社はどうなる

新会社法がいよいよ5月1日から施行となります。すると有限会社制度が廃止され株式会社制度に一本化されることになります。ただし、既報のとおり既存の有限会社は、特例有限会社制度によって、新会社法施行後も有限会社の商号をそのまま使用することが認められています。一方で株式会社の商号を使用する通常の株式会社に移行することも選択によりいつでも可能となります。なお、5月1日以降に有限会社を新設することはできなくなります。

そこで、今後、有限会社は、どういうかじ取りをすればよいか考えてみたいと思います。

### 1. 特例有限会社の法的位置付け

新会社法施行後は、有限会社を名乗る株式会社という位置付けになります。従って、新会社法施行後は、「有限会社の定款」は「株式会社の

定款」に、「社員」は「株主」に、「持分や出資口数」は「株式や株式数」と読み替えられることとなります。

### 2. 特例有限会社のまま存続する利点

従来どおり、決算公告の義務がありません。また、取締役、監査役の任期に制限がないので、変更登記を行う必要がなくコストがかかりません。さらに慣れ親しんできた商号もそのまままで名刺や印等の変更もしなくてすみます。

### 3. 通常の株式会社への移行手続・移行コスト

手続的には、ベースとして組織変更でなく、名称変更の扱いとなります。具体的には、①商号を「株式会社」の文字を用いたものに変更する旨の定款変更の株主総会決議と②特例有限会社についての解散の登記および商号変更後の株式会社についての設立の登記の①と②の二つの手続が必要です。従って、登録免許税の負担として解散の登記3万円、設立の登記（資本金額の千分の1.5、3万円未満のときは3万円）費用が、その他、定款の一部変更もあるかと思います。実態に合った組織を考えたいところです。

### ナマの税務相談室

**Q** 先生、私の亡くなつた友人の奥さんから聞いたのですが、ご主人が亡くなったときの相続税の申告の際、担当の税理士か

ら「ご主人所有の居宅の敷地255m<sup>2</sup>のうち庭のお稲荷さんの敷地は非課税ですから何m<sup>2</sup>位か教えて下さい」と聞かれたそうです。

**A** それで何m<sup>2</sup>といわれたのでしょうか。

**Q** その奥さんも判らないので、現場に税理士と出向き測量し15m<sup>2</sup>位あったそうです。

**A** 結局その宅地の課税対象は15m<sup>2</sup>を引いた240m<sup>2</sup>ということで、申告されたという話ですね。

**Q** そうです。先生、お稲荷さんの敷地は、相続税がかからないのですか。その奥さんの宅地は高級住宅地ですから、1m<sup>2</sup>路線価が48万円もしたそうです。720万円も非課税になるのですか。

### お稲荷さんは 相続税非課税とか？

**A** しかし、その奥さんの宅地が売却される時など、お稲荷さんを遷座して売るなど経費がかなりかかるそうです。

非課税は相続税法に規定されています。法律及びその解釈によると墓所、靈びょうの尊嚴の維持に要する土地も非課税財産に含まれる、と。

**Q** 先生、確かにデパート等の屋上に靈びょうのような施設があるのは、売却された土地の名残ですか。

**A** 恐らくそうでしょう。弁護士さんが作成された協議分割書は本来の財産と祖先の祭祀を区分して作成されています。そして、長男など指定された承継者が単独で相続することができます。

**Q** よく判りました。私の家にも先祖伝來のお稲荷があって毎日揚を供えています。その敷地は外の土地より小高い敷地です…。

[参考] 相法12①二 相基通12① 民法897①

ナマの税務相談室